

後期高齢者医療制度のお知らせ ～制度の見直しについて～

■均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	9割軽減

【令和元年度（2019年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減



■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和元年度（2019年度）から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

■被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直しされました

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

【令和元年度（2019年度）から】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ 5割軽減

▼所得の状況により、均等割の軽減割合が8.5割、または8割に該当することがあります。

◆令和元年度（2019年度）の保険料の計算方法

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成30年(2018年)中の所得-33万円)×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	---

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

〒098-0192
和寒町役場 住民課保険医療係
電話 32-2422